

消 防 予 第 1 1 5 号
平 成 2 6 年 3 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

改正火災予防条例（例）の運用に係る執務資料の送付について

火災予防条例（例）の一部改正について（平成26年1月31日付け消防予第20号）の運用に係る執務資料として、別紙のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課予防係 担当：増沢、古賀 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

【凡例】

消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）・・・「政令」
火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日自消甲予発第 73 号）・・・「条例（例）」
改正火災予防条例（例）の運用について（平成 26 年 2 月 7 日消防予第 33 号）・・・「運用通知」

（液体燃料を使用する器具について（条例（例）第 18 条関係（第 19 条から第 22 条において準用する場合を含む））

問 1 催しに際して対象火気器具等を使用する露店等が出店される場合、出店場所が駅から催し会場に至るまでの道路等（催し会場以外の場所）であっても、消火器の準備は必要と解してよいか。

答 1 お見込みのとおり。

問 2 一のテント内に複数の対象火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火を行える場合には、共同して消火器を準備してもよいか。

答 2 お見込みのとおり。

問 3 立食パーティー等屋内で開催される催しに際して対象火気器具等を使用する場合、対象火気器具等を使用する場所に政令第 10 条関係規定に基づき消火器が設置されている場合であっても、別途、条例（例）第 18 条の消火器の準備が必要と解してよいか。

答 3 お見込みのとおり。

ただし、政令第 10 条関係規定に基づき設置されている消火器により初期消火を有効に行える場合には、条例（例）第 18 条で規定する消火器の準備がなされているものと扱って差し支えない。

（指定催しの指定について（条例（例）第 42 条の 2 関係）

問 4 運用通知第 2・2・(1)・ア・(ア)において「大規模な催しが開催可能な場所を会場として開催する催し」であることを指定の要件の一つとして示しているが、道路等を会場とする催しを告示で定める場合、どのようにして範囲を具体的に定めたらよいか。

答 4 対象となる道路等を記載した上、別図を掲げて図面上で表現することで範囲を具体的に定める方法等が考えられる。

問 5 運用通知第 2・2・(1)・ア・(イ)において「主催する者が出店を認める露店等の数」を指定の要件の一つとして示しているが、この露店等の数には、対象火気器具等を使用しない露店等も含むと解してよいか。

答5 お見込みのとおり。

問6 同一の催しに際して屋外と屋内それぞれに露店等が出店される場合、どのように整理して条例（例）第42条の2関係の規定を適用するのか。

答6 屋内については、防火対象物としての防火管理の規定があること等から、条例（例）第42条の2関係の規定は屋外での催しを対象としている。

よって、指定催しの指定は、屋外に出店される露店等の数等から判断することを想定している。

この場合、条例（例）第42条の3で規定する火災予防上必要な業務計画の作成等に関しては、屋外部分に限定して定めることとなるが、同一の催しに対する防火管理であることから屋内部分の防火管理者との役割分担等も含め総合的に作成等することが望ましい。

問7 同一の催しに際して露店等を出店する場所が、公園、河川敷、道路等複数に分かれて存する場合は、当該複数の場所に出店される露店等は全て合算すると解してよいか。

答7 告示等で定めた場所に出店される露店等であり、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等であれば、お見込みのとおり。

ただし、原則として市町村（消防本部）の管轄区域内に出店される露店等の数により指定することを想定している。

問8 「指定催しの指定」について、毎年慣例的に行われる催しであっても、毎年指定催しとして指定する必要があると解してよいか。

答8 お見込みのとおり。

問9 催しを主催する者が意見聴取を正当な理由がなく拒否した場合、指定催しとして指定できるか。

答9 各市町村の行政手続条例等を参考に判断されたい。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第23条では、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しない場合等においては聴聞を終結できると規定されている旨を申し添える。

問10 意見聴取は、催しを主催する団体等の代表者に対して行わなければならないか。

答10 お見込みのとおり。

ただし、主催する者の委任を受けている者が代理することを妨げるものではない。

問11 複数の団体が共同して主催する等、主催する者が複数存する場合、主催する者ごとに指定通知を行う必要があるか。

答11 お見込みのとおり。

ただし、条例（例）第42条の2第2項の規定に基づく意見聴取等の結果、条例（例）第42条の3第1項で規定する火災予防上必要な業務を共同で行い、同条第2項で定める計画の提出を複数の主催者の連名で行う意思が示された場合等においては、指定通知書の宛名を連名にして通知して差し支えない。

（屋外催しに係る防火管理について（条例（例）第42条の3関係））

問12 条例（例）第42条の3第1項第3号中の「対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）」における「露店等」は、「対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う」ものに限られるのか。

答12 露店等は「露店、屋台その他これらに類するもの」である。このため、「対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う」ものに限られない。

（罰則について（条例（例）第49条、第50条関係））

問13 罰則適用の事務処理はどのような手順で行うのか。

答13 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について（平成14年8月30日消防安第39号）で通知している「違反処理標準マニュアル」中「規定違反に対する直接の罰則規定」の処理手順を参照されたい。